

一般社団法人 飯田下伊那薬剤師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人飯田下伊那薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県飯田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会並びに長野県薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、飯田市及び長野県下伊那郡の住民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬剤師の職能の向上に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 薬業を通じて医薬品の流通及び使用の適正化に関する事業
- (6) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
- (7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (8) 薬局経営に関する事業
- (9) 長野県薬剤師会等との連携・協力及び支援に関する事業
- (10) 薬学生に対する奨学金の給付又は貸与
- (11) 会員の福利厚生事業
- (12) その他会員を対象とした共益に関する事業
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 薬剤師であつて、長野県飯田市及び下伊那郡に住所又は勤務地を有し、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同して入会した個人及び企業・団体
- (3) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあつた者として、理事会で名誉会員とすることを決議した者

- 2 賛助会員の入会手続きは、総会において別に定める。
- 3 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 正会員は、日本薬剤師会かつ長野県薬剤師会の会員である者とし、同時に、日本薬剤師会かつ長野県薬剤師会の会員は、本会の会員となることとする。

(会員の義務)

第7条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する、総会の決定事項を遵守する義務を負う。
- 3 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき
 - (2) 薬剤師としての倫理に違反し、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該会員に対しその総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は第8条及び第9条に規定するほか、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第7条第3項の支払義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
 - (3) 正会員が日本薬剤師会及び長野県薬剤師会の正会員の身分を失ったとき
- 2 前条により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
 - 3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費の返還を受けることはできない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

3 総会を招集するには、開催日の2週間前までに、正会員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

4 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

5 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められて事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面評決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第17条、第18条の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、定款第33条に定める常務理事会を構成し、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常務理事会)

第33条 本会に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。

- 3 常務理事会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 理事会に附議及び報告すべき事項の検討
 - (2) 理事会が常務理事会に委任した事項の検討
 - (3) 会長より附議された事項の検討
- 4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 常務理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

- 第34条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び長野県薬剤師会を協力団体とすることができる。
- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の目的及び事業を推進実施することができる。
 - 3 協力団体との連携協力による事業運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 職種部会及び委員会

(職種部会)

- 第35条 本会の目的及び事業の円滑な運営を図るため、職種を同じくする会員は、理事会の承認を得て職種部会を設置することができる。
- 2 職種部会の任務及び構成、運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

- 第36条 本会の目的及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、正会員の他、学識経験者のうちから理事会において選任する。
 - 3 委員会の任務及び構成、運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

- 第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計原則)

第40条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。
- 3 事務長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長及び副会長・専務理事・常務理事は次の通りとする。
会 長 市瀬光一
副会長 北澤武彦、川上善久
専務理事 林 秀樹
常務理事 佐々木哲志
理 事 大島直文、奥村哲永、木下雅文、熊谷 均、佐々木和子、篠田徳子、
中村哲也、松村昌俊、吉川敏一、吉澤 忍
監 事 小島重実、菅沼秀一
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。